



島根県報

平成21年4月3日(金)

第2,073号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(2件)	(")	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	3
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	3
県営土地改良事業の工事の完了	(")	3
保安林の指定の解除	(森林整備課)	3
保安林予定森林	(")	3
解除予定保安林	(")	4
保安林の指定施業要件の変更	(")	4
都市計画変更の図書の縦覧(2件)	(都市計画課)	5

【公 告】

平成21年度島根県狩猟免許試験の実施	(森林整備課)	5
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	(")	8
都市計画決定の図書の縦覧	(都市計画課)	10

告 示**島根県告示第273号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 須子福祉会	通所介護	すこデイサービスセンターとねりこ	益田市須子町27-16	平成21年3月2日
	介護予防通所介護			
株式会社 山藤薬局	通所介護	デイサービス うぐいすの森	江津市波子町イ562番地	平成21年4月1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 伊野本陣	居宅介護支援事業所 伊野本陣	出雲市美野町504	平成21年4月1日

島根県告示第275号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 KCサポート	ケアマネジメント かえで	松江市黒田町30-4	平成21年3月24日

島根県告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条5の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	廃止した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人財団 公仁会	短期入所療養介護	医療法人財団 公仁会 鹿島病院	松江鹿島町名分243-1	平成21年3月31日

島根県告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成21年 4 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
医療法人財団 公仁会	医療法人財団 公仁会 鹿島 病院	松江市鹿島町名分243-1	平成21年 3 月31日

島根県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、大田市富山町才坂土地改良区の解散を平成21年 3 月25日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 4 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第279号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年 4 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
松江西部地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成21年 2 月27日

島根県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 4 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安来市荒島町字神庭谷3133-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第281号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町酒谷278-1、285-2、285-10

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第282号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

江津市川平町南川上671・891・892-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第283号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

仁多都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

仁多郡奥出雲町三成

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年 4 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

横田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

仁多郡奥出雲町横田、下横田、稲原、及び中村地内

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公**告**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩

猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成21年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科目	検査事項
視力	視力及び視野の検査
聴力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科目	時間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試験事項
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 指定する法定猟具の1つを架設すること。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 指定する法定猟具の1つを架設すること。 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。

	2 距離の目測を行うこと。
	3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
6月28日(日)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月5日(日)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
7月8日(水)	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月12日(日)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
7月15日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月26日(日)	午前9時30分～	出雲市大社町杵築南1397-2 大社健康福祉センター	県内全域
7月29日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適正検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所 在 地 及 び 会 場 名	対 象 区 域
6月4日（木）	午前9時	益田市美都町都茂1803-1 益田市美都総合支所	益田市美都町
6月4日（木）	午後1時30分	益田市匹見町匹見イ1265 匹見町タウンホール	益田市匹見町
6月9日（火）	午前9時	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1 吉賀町柿木庁舎	吉賀町柿木村
6月9日（火）	午後1時30分	鹿足郡吉賀町六日市750 六日市基幹集落センター	吉賀町六日市
6月10日（水）	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	旧益田市
6月16日（火）	午前9時	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	津和野町日原
6月16日（火）	午後1時30分	鹿足郡津和野町後田ロ66-2 津和野町コミュニティーセンター	津和野町津和野
6月25日（木）	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	旧益田市
6月30日（火）	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南集合庁舎	奥出雲町
7月1日（水）	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（大東町、加茂町、木次町に限る。）

7月1日(水)	午前9時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、斐川町
7月1日(水)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	旧浜田市
7月2日(木)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	飯南町、雲南市(三刀屋町、吉田町、掛合町に限る。)
7月2日(木)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市
7月3日(金)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町、弥栄町に限る。)
7月8日(水)	午前9時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、斐川町
7月9日(木)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、三隅町に限る。)
7月10日(金)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	旧松江市
7月13日(月)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	旧八束郡
7月21日(火)	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	川本町
7月22日(水)	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	美郷町
7月22日(水)	午前9時30分	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二、2 隠岐島文化会館	隠岐郡
7月23日(木)	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	邑南町
7月24日(金)	午前9時	大田市大田町大田イ128 大田市民会館	大田市
7月28日(火)	午後2時	安来市伯太町東母里580 安来市伯太庁舎	旧安来市
7月30日(木)	午後2時	安来市伯太町東母里580 安来市伯太庁舎	旧能義郡
9月4日(金)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(5) 申請書の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに申請すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課